

入札説明書

この入札説明書は、公立大学法人会津大学が発注する条件付一般競争入札に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者

公立大学法人会津大学理事長

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第5号。以下「資格認確認申請書」という。）を下記5（1）により提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式第6号）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。また、郵送の方法は書留郵便とすること。

なお、不着等の事故については一切責任を負わない。

別紙仕様書に示す想定品以外で応札する場合は、**2026年6月29日（月）までに**製品の詳細な仕様を示すカタログ等の資料と「提案協議書」（様式第7号）を会津大学短期大学部事務室総務係へ提出すること。

（住所：〒965-8570 福島県会津若松市一箕町大字八幡字門田1-1 電話番号：0242-37-2300）

当該提案協議の確認結果については、別途通知する。

5 入札書の提出期限等

（1）資格確認申請書の提出期限及び提出場所

2026年6月29日（月）17時15分まで

〒965-8570 福島県会津若松市一箕町大字八幡字門田1-1

会津大学短期大学部事務室総務係

なお、申請書類は書留郵便により提出すること。

おって、不着等の事故については一切責任を負わない。

(2) 入札書の提出期限（配達指定日）及び提出場所

2026年7月14日（火）17時15分

本件に係る入札書の提出は、持参または郵送によるものとし、郵送の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で(1)に掲げる場所に必着のこと。

なお、不着等の事故については一切責任を負わない。

(3) 開札の日時及び場所

2026年7月15日（水）10時 会津大学短期大学部応接室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（入札様式1）に必要とする事項を記載し、上記5（2）で指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書は、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封の上、当該中封筒及び外封筒に次の事項を記載すること。なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ [2026年7月15日開札 会津大学短期大学部栄養実習室給湯器設置 入札書在中]

(3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式第6号。会津大学短期大学部からの通知）の写し

(4) 入札書には、次の事項が記載されていないなければならない。

ア 入札書には、本件入札に係る経費の総額を記載すること。

イ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

7 入札保証金

公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第9条第5号の規定に基づき、入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5（3）で指定する日時で行う。

(2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、再度入札に付することができるものとする。なお、再度入札の方法は別途通知する。

(4) 開札結果については、会津大学短期大学部のホームページにおいて入札日より10日以内に公開

する。なお、落札者には開札日当日に電話連絡する。

9 入札者に要求される事項

入札者は、入札書を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、公立大学法人会津大学理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、質問書(様式第3号)により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出し、説明を求めることができる。

なお、回答は回答書を本学ホームページに掲載することにより行う。

提出期限 : 2026年6月22日(月)

回答予定日 : 2026年6月24日(水)

- (2) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札者に生じた損害は、入札者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 記名、押印を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (6) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (7) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は公立大学法人会津大学において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 公立大学法人会津大学会計規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決めることとし、くじの手順は本学が定める方法によりおこなう。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。

14 契約保証金

公立大学法人会津大学契約事務取扱規則による。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項

契約書（案）による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する課

公立大学法人会津大学事務局短期大学事務室総務係

電話番号：(0242) 37-2300

ファクシミリ：(0242) 37-2412

電子メール：info@jc.u-aizu.ac.jp

別記

公立大学法人会津大学契約事務取扱規則（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、第3条及び第4条の規定に該当しない者であって、競争に付する都度別に定める資格を有する者であること。

2 前項の資格の審査に当たっては、福島県の取扱いに準じて、福島県建設工事等請負有資格業者名簿、福島県物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿及び福島県庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿を活用するものとする。

（一般競争入札に参加させることができない者）

第3条 会計規程第17条に規定する一般競争入札に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争入札に参加させないことができる者）

第4条 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- 四 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするための監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
- 七 前各号により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

（入札保証金の額）

第8条 入札保証金は、入札の執行に当たり一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札金額の100分の3以上の額を入札を執行する直前までに納付させなければならない。

2 入札保証金は、現金で納めさせ、又はその納付に代えて担保として次の各号に規定する有価証券を提出させなければなら

らない。

- 一 福島県債証券 額面全額
 - 二 国債証券 額面全額の10分の8
 - 三 地方債証券(福島県債証券を除く。) 額面全額の10分の8
 - 四 特別の法律により法人の発行する債券 時価の10分の8
 - 五 理事長が確実であると認める社債券 時価の10分の8
- 3 入札保証金を現金で納付させた場合において、これから生じた利子は法人に帰属させる。

(入札保証金の減免)

第9条 前条の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき
- 二 一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去2年間に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
- 三 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に関する物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき
- 四 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
- 五 第2条第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
- 六 その他別に定めるとき

(契約保証金の納付)

第39条 契約保証金は、この規則において特に契約保証金を減免することができる場合を除き、契約の相手方をして、当該契約の締結と同時に又はその直前までに、次の各号に定める額を現金で納めさせなければならない。

- 一 請負代金又は契約代金の額の100分の5以上の額（建設工事又は製造の請負契約を除く）
ただし、単価契約（継続的に物品又は役務の供給を受ける契約であって、あらかじめ供給を受ける数量を定めずに供給を受ける物品又は役務の単価を定めるもの）にあつては契約代金に当該単価契約に関する予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては当該単価に当該供給の区分に関する予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）の100分の5以上の額
 - 二 建設工事又は製造の請負契約にあつては、請負代金の額の100分の10以上の額
- 2 前項の規定による契約保証金の納付は、次のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- 一 第8条第2項各号に規定する有価証券
 - 二 当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、理事長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
 - 3 前項第1号の有価証券の担保価額の算定については、第8条第2項に規定するところによる。
 - 4 第2項第2号の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

5 契約の相手方は、前項の規定による当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる銀行若しくは確実と認める金融機関又は保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

6 契約保証金を現金で納付させた場合において、これから生じた利子は法人に帰属させる。

（契約保証金の減免）

第 40 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が官公署及び理事長がこれに準ずるものと認める法人であるとき

二 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき

三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき

四 第 2 条の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき

五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき

六 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき

七 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき

八 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき

九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあっては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき

十 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき

十一 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき